答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田和幸提出国と地方の情報セキュリティの連携に関する質問に対する答弁書（第一〇一号）

参議院議員川田龍平提出東日本大震災中央子ども支援センターの閉鎖に関する質問に対する答弁書（第一〇二号）

参議院議員川田龍平提出慢性骨髄性白血病治療薬の副作用・有害事象隠しに関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

報告書及び文書受領

五月三十日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十五年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十五年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十六年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣

内閣官房が所掌する国家公務員制度及び行政組織に関する事務を担当させる

同　稲田　朋美

公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く

（福井地方裁判所判事兼福井家庭裁判所判事・福井簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　揖斐　潔

兼官を免ずる（以上五月三十日）

防衛省

（陸上自衛隊中央業務支援隊）

一等陸佐　宮城　英俊

陸上自衛隊中央業務支援隊付を命ずる（五月十八日）

（呉海上訓練指導隊）一等海佐　松井　陽一

第一輸送隊司令を命ずる

（海上幕僚監部装備部航空機課戦術支援器材班長）二等海佐　丹羽　満良

航空集団司令部後方主任幕僚を命ずる

（海上幕僚監部防衛部防衛課分析室長）一等海佐　佐藤　広憲

兼ねて海洋業務群司令部勤務を命ずる

（第一輸送隊司令）同　三浦　昌伸

横須賀地方総監部付を命ずる

（海上自衛隊幹部候補生学校教育部長兼学生隊長）同　髙田　治彦

海上自衛隊幹部候補生学校学生隊長の兼補を解く

（海上自衛隊幹部候補生学校主任教官）同　柴田　篤

海上自衛隊幹部候補生学校学生隊長を命ずる

兼ねて主任教官を命ずる（以上五月二十日）

（第六普通科連隊長兼美幌駐屯地司令）一等陸佐　野村　昌二

南スーダン派遣施設隊付を命ずる

（美幌駐屯地業務隊長）二等陸佐　千葉　文昭

美幌駐屯地司令代理を命ずる

（自衛隊那覇病院長）一等空佐　岩田　雅史

自衛隊那覇病院診療部長事務取扱を解く

（自衛隊那覇病院副院長）同　宮島大二郎

兼ねて自衛隊那覇病院診療部長を命ずる（以上五月二十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二日イタリア国の共和国創立記念日につき、五月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

事務局運営規則の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定情報管理課

第四条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　特定情報管理課

(1)　特定情報提供者から特定情報の提供を受けること

(2)　提供を受けた特定情報等につき、記録し保存すること

(3)　利用協会員の求めに応じて、特定情報等を利用協会員に対して提供すること

(4)　前各号に付随する事項

附　則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

公告

諸事項

工場財団

栃木県宇都宮市平出工業団地45番地17**株式会社セルクリーンセンター**の栃木県宇都宮市平出工業団地45番地15株式会社セルクリーンセンター平出工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年6月3日　宇都宮地方法務局

新潟県長岡市鉄工町一丁目2番10号**株式会社丸菱電子**の新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷字春日田547番地1株式会社丸菱電子刈羽工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年6月3日　新潟地方法務局柏崎支局

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成16年（家）第7060号

福岡市早良区次郎丸2丁目31番48号

申立人　大穂　芳晴

本籍福岡市城南区神松寺1丁目1709番地の1、最後の住所福岡市城南区神松寺1丁目20番14号、死亡の場所福岡市城南区、死亡年月日平成12年6月15日、出生の場所福岡市露町29番地、出生年月日昭和34年8月5日、職業不詳

被相続人　亡　大穂　秀隆

福岡市中央区赤坂1丁目12番15号読売福岡ビル4階西日本総合法律事務所

改任前の相続財産管理人　弁護士　徳永　高

福岡市中央区赤坂1丁目12番15号読売福岡ビル4階西日本総合法律事務所

改任後の相続財産管理人　弁護士　吉松　翔

福岡家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成26年（家）第2235号

青森市新町2丁目7番地17号山二ビル1号猪原法律事務所

申立人　猪原　健

本籍青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊25番地、最後の住所青森県東津軽郡平内町大字小湊字愛宕87番地3、死亡の場所青森県東津軽郡平内町、死亡年月日平成17年10月2日、出生の場所青森県東津軽郡小湊町、出生年月日大正11年1月6日、職業不詳

被相続人　亡　寺島　豊治

催告期間満了日　平成26年12月18日

青森家庭裁判所

平成26年（家）第265号

事務所千葉県長生郡一宮町一宮2821番地1片岡ビルC　上総一宮司法書士事務所

申立人　小池　達

本籍千葉県いすみ市岬町中原1272番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日平成25年2月10日、出生の場所千葉県夷隅郡岬町、出生年月日昭和36年11月28日、職業不明

被相続人　亡　髙地　幸夫

催告期間満了日　平成26年12月15日

千葉家庭裁判所一宮支部